

中山間地域等直接支払事業

農村振興課

中山間地域等直接支払制度の概要

1 目 的

中山間地域等直接支払制度は、国において制度化され、平坦地に比べ、傾斜があること等から生産費等が多くかかる中山間地域において、「5年間」農業生産活動や農地の持つ多面的機能の増進活動を行う集落等に対し、農業生産条件の格差を補正するため、農業生産活動を行う農地の面積に応じた交付金を支払う事業です。

この事業は平成12年度から始まり、「5年間」を1対策期間として実施しており、現在は第3期対策（H22～H26）を実施しています。

2 対象地域

(1) 特定農山村法、山村振興法、過疎法等、地域振興8法指定地域（通常地域）

(2) 知事が通常地域と同様の条件不利性があると認めて指定する地域（特認地域）

3 対象農用地

農業振興地域の農用地区域内の、一定以上の勾配がある等の条件不利な農用地

4 交付対象者

集落マスタープランに基づき、「5年間」農業生産活動や多面的機能の増進活動等を実施することを定めた「集落協定」を市町村長と締結した農業者等

5 交付単価（主なもの）

（10aあたり）

地目	勾配の区分	体制整備単価	基礎単価
田	急傾斜（1/20以上）	21,000円	16,800円
	緩傾斜（1/100以上）	8,000円	6,400円
畑	急傾斜（15°以上）	11,500円	9,200円
	緩傾斜（8°以上）	3,500円	2,800円

◎負担割合 通常地域 国1/2、県1/4、市町村1/4

特認地域 国1/3、県1/3、市町村1/3

6 基礎単価と体制整備単価

農業生産活動や農道・水路の保全などの基礎的な活動のみを行う集落には基礎単価（8割単価）、基礎的な活動に加え、地場産農産物の加工・販売等、意欲的な取組を実施する集落には体制整備単価（10割単価）と、2段階の単価設定が行われています。

体制整備単価の交付を受けるためには、農用地保全マップの作成・実践に加え、次のA、B、C、いずれかの要件を実施する必要があります。

A要件：「地場産農産物の加工・販売」など、10項目から2つ以上を選択・実施

B要件：「集落を基礎とした営農組織の育成」、「担い手集積化」から1つ以上を選択・実施

C要件：高齢化等により参加している農業者が、農業生産活動等の継続が困難となり、農地が耕作放棄される恐れが生じた場合のサポート体制の整備

平成24年度実績の概要と平成25年度の推進方針について

徳 島 県

1 平成24年度実績の概要

平成24年度については、改めて制度の周知を図るとともに、大きな面積の集落に対する実施の働きかけ、C要件の実施推進、集落代表者向けの制度解説や優良事例を紹介する冊子「取組辞典」の作成・配布などを行った。

その結果、平成24年度の実績は、集落協定数が545（対前年比100.2%）、実施面積が3,455ha（対前年比100.8%）、交付金額402,923千円（対前年比101.0%）と、平成23年度より増加した。

2 平成25年度の推進方針

平成25年度については、高齢者をサポートし持続可能な農業生産活動を集落ぐるみで行う集落（C要件集落）協定数及び平成25年度から始まる未実施集落との連携による加算（集落連携加算）を促進することにより、未実施集落を取り込むことにより協定面積の増大を目標とする。

3 重点指導事項

- （1）市町村等を対象とした制度説明会及び研修会を開催し、制度の周知徹底と適正な運用について指導を行う。
- （2）集落の現状に応じた、無理のない取組みを推進する。（世話人が高齢化した集落や担い手が少ない集落においては、基礎単価（8割単価）を、元気な集落には体制整備単価（10割単価）、特にC要件の取組み及び平成25年度拡充分の「集落連携促進加算」を推進する。）
- （3）市町村が開催する集落説明会に出向き、「取組辞典」などを活用した上で、実施を働きかける。

4 事業実施計画

項 目	24年度実績 (事業費ベース)	25年度計画 (事業費ベース)
交付面積 (ha)	3,445	3,600
交付額 (千円)	402,923	430,900

平成25年度中山間地域等直接支払制度のポイント 【集落連携促進加算】

平成25年度より、中山間地域等直接支払制度の実施集落が、未実施集落等と連携して当該地域の活性化を担う人材の確保等に向けた取組を行う場合に、交付額が加算されます。



<要件>

① 未実施集落との連携による集落協定の締結（協定の変更）

本制度の実施集落が、本制度に取り組んでいない一団の農用地（1ha以上）を新たにに取り込み、おおむね50戸以上となる集落協定を締結（協定の変更）します。

② 地域の活性化を担う人材の受入活動・体制整備（共同取組活動）

将来、農業や地域活動の担い手になってもらう方を、集落外から呼び込むための受入活動・体制整備を行います。

新たに集落協定を締結（協定の変更）



・ 加算対象農用地：協定変更後の交付対象農用地面積

・ 加算単価：2,000円/10a ・ 交付上限額：100万円 ・ 交付期間：1年間

平成24年度中山間地域等直接支払制度の実施状況（概要）

徳 島 県

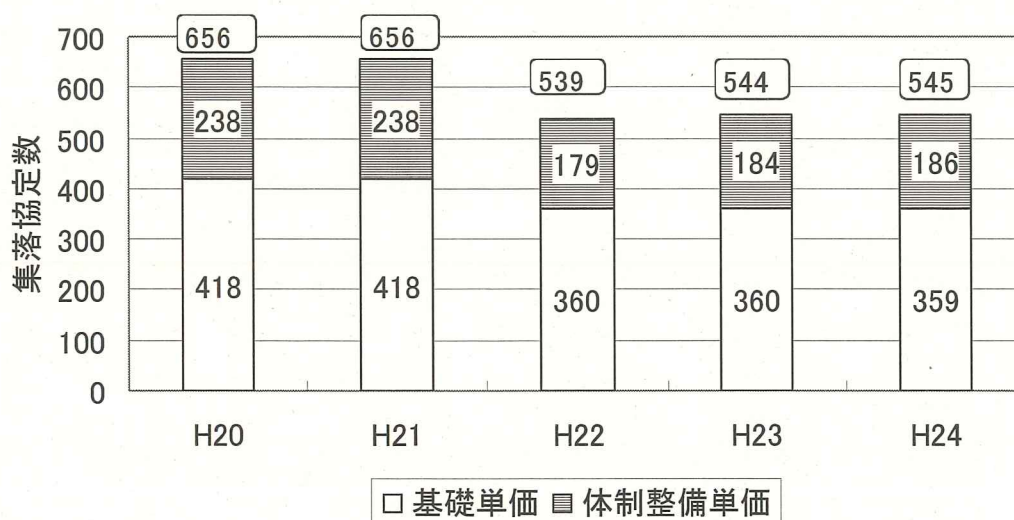
1 市町村数

交付市町村は17市町村であった。

2 協定数

平成24年度の協定数は、545協定であった。

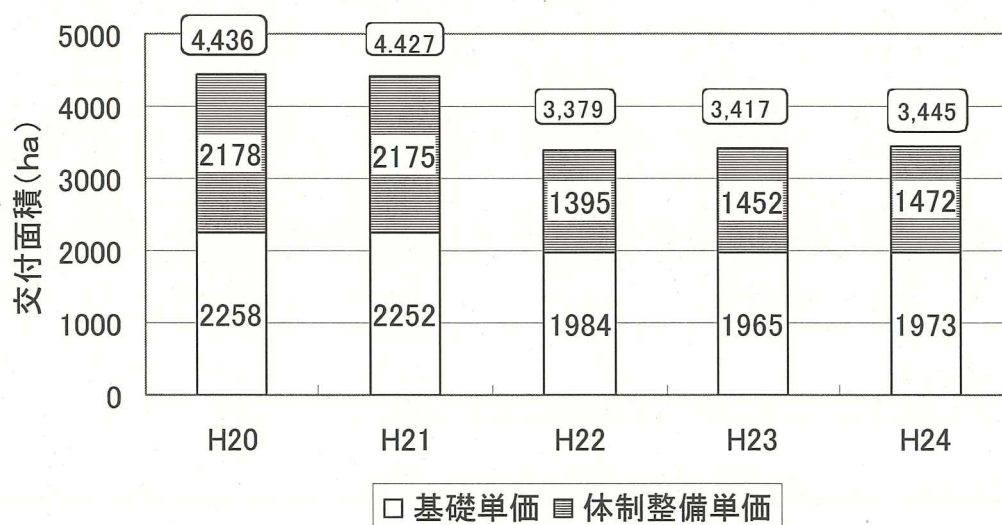
集落協定数の推移



3 交付面積

交付面積は、平成23年度から28ha増加し、3,445haとなった。

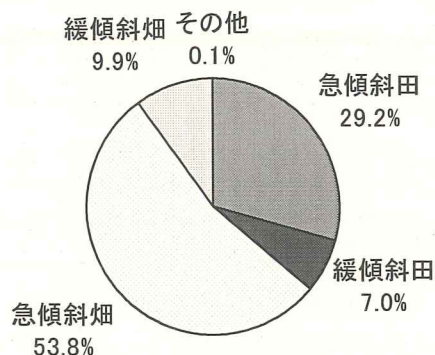
交付面積の推移



また、24年度の交付農用地を地目別でみると、田が1,248ha（36.2%）、畑が2,196ha（63.7%）、採草放牧地が2ha（0.1%）であった。

傾斜別では、急傾斜が2,861ha(83.0%)、緩傾斜が583ha(16.9%)であった。

交付農用地の状況(H24)

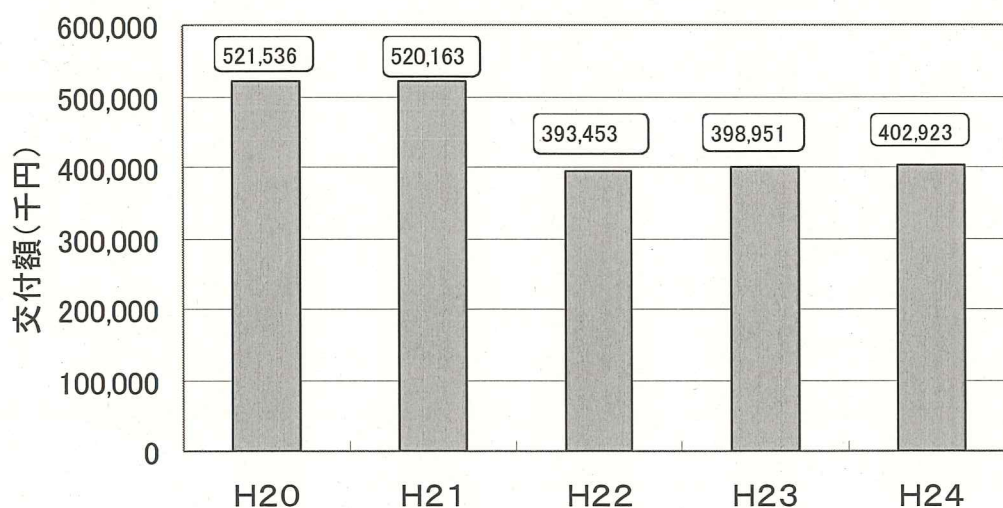


※ 四捨五入を行っているため、計が合わない場合がある。

4 交付金の交付額

協定面積の増加により、平成23年度から3,972千円増加し、402,923千円となった。

交付額の推移



5 体制整備単価の取組状況

農業生産活動等の継続に向けた活動のうち、多く選択されている活動項目は、「協定農用地の拡大」、「認定農業者の育成」、「新規就農者の確保」などであった。

A要件及びB要件の実施状況

	A要件										B要件	
	協定農用地の 拡大	機械・農作業 の共同化	高付加価値型 農業の実践	地域産農産物 等の加工・販 売	農業生産条件 の強化	新規就農者の 確保	認定農業者の 育成	多能な担い手 の確保	担い手への農 地集積	担い手への農 作業の委託	集落を基礎と した営農組織 の育成	担い手集積化
協定数	44	27	8	16	2	41	44	8	17	30	0	0

また、第3期対策から始まった集团的サポート型（C要件）を選択した集落は、162協定であり、サポート体制としては、集落ぐるみで農地を守る協定が大多数となった。

C要件の実施状況

	C要件 集落協 定数	集落ぐ るみ型	組織対 応型	担い手 型	都市農 村交流 型	集落連 携型	行政等 支援型	企業等 連携型	その他
協定数	162	158	9	1	0	0	0	0	0

平成24年度 中山間地域等直接支払制度 市町村別実績

県民局 農林	市町村	対象農用地総量 (㎡)	協定面積 (㎡)	交付金額 (円)	集落協定数			H23	
					10割	8割	交付金額 (円)	集落協定数	
徳 島	徳 島 市	1,052,000	476,910	4,387,571	4	0	4	4,387,571	4
	小松島市	1,006,149	700,753	7,778,984	8	6	2	7,778,984	8
	勝 浦 町	5,575,000	3,110,284	30,486,930	23	14	9	30,378,215	23
	上 勝 町	2,055,100	1,812,017	24,163,498	31	30	1	23,779,598	31
	佐那河内村	3,641,000	2,667,039	31,428,704	21	13	8	31,076,629	21
	神 山 町	4,506,000	1,692,114	16,967,460	22	5	17	16,978,874	22
	管 内 計	17,835,249	10,459,117	115,213,147	109	68	41	114,379,871	109
吉野川	吉野川市	1,965,837	1,040,355	8,607,533	20	0	20	8,614,248	20
	阿波市	3,360,000	1,992,834	35,612,285	25	14	11	35,624,326	25
	管 内 計	5,325,837	3,033,189	44,219,818	45	14	31	44,238,574	45
阿 南	阿 南 市	1,180,412	1,180,280	20,805,142	27	8	19	20,241,045	26
	那 賀 町	5,777,940	4,761,139	56,655,096	120	38	82	56,374,977	120
	管 内 計	6,958,352	5,941,419	77,460,238	147	46	101	76,616,022	146
美 波	牟 岐 町	997,605	997,605	16,498,809	7	2	5	16,406,913	7
	美 波 町	1,512,572	1,512,572	21,062,467	30	2	28	21,062,467	30
	海 陽 町	536,256	536,157	6,549,386	12	0	12	6,551,464	12
	管 内 計	3,046,433	3,046,334	44,110,662	49	4	45	44,020,844	49
美 馬	美馬市	6,272,700	3,344,524	35,525,298	53	10	43	33,442,237	53
	つるぎ町	4,602,300	3,874,771	37,078,136	57	3	54	37,411,677	57
	管 内 計	10,875,000	7,219,295	70,853,914	110	13	97	70,853,914	110
三 好	三 好 市	10,847,860	3,201,532	34,917,876	61	35	26	34,575,367	61
	東みよし町	2,663,450	1,553,917	14,397,695	24	6	18	14,266,569	24
	管 内 計	13,511,310	4,755,449	49,315,571	85	41	44	48,841,936	85
県 計		57,552,181	34,454,803	402,922,870	545	186	359	398,951,161	544

＜地場産農産物の加工・販売に取り組む事例＞

○食文化の伝承と買い物弱者支援による地域貢献

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	なかぐんなかちようむこうばら 徳島県那賀郡那賀町 向原			
協 定 面 積 4.9ha	田 (91%)	畑 (9%)	草地	採草放牧地
	水稻	ゆず		
交 付 金 額 99万円	個人配分			80%
	共同取組活動 (20%)	役員手当		2%
		農地保全費		16%
		その他		2%
協 定 参 加 者	農業者 13人			開始：平成12年度

2. 取組に至る経緯

徳島県南部、那賀川流域に位置する那賀郡那賀町の旧相生町地区にある向原集落は、優良米と花卉の産地である。当集落は、地域農業の振興や活性化に資するため、平成12年度から当交付金を活用し、担い手への農作業の委託など将来を見据えた活動を行っている。

また、地区の女性のための有志により、集落産のもち米を用いたおはぎ『はんごろし』の生産・販売を始めたところ、そのユニークな商品名と素朴な味が評判となり、地元直売所は元より、出店した県下各地でのイベントで好評を得ている。

3. 取組の内容

当集落は、徳島大学の地域活性化のための住民との協働プロジェクトと連携し、地域に資する取組みを実施している。『はんごろし』とは、もち米を『半分潰し』て作ることを由来とする、当地域で古くから伝わる「おはぎ」の呼び名であるが、商品名に用いた理由としては、ユニークな名が販売促進には有効であり、地域の食文化の伝承のためにも、その名を活かすべき、という大学の後押しが大きい。更に、地元小学校の児童に対し『はんごろし』の生産指導を実施し、地域独特の食文化の若い世代への伝承に努めている。

また地域の、いわゆる『買い物弱者』支援として、集落で生産した豆腐の高齢者宅への配達販売に取り組んでいる。この取組は高齢者から喜ばれるとともに、特に一人暮らしの高齢者のケアにも一役買っている。



【中に餡、外側にきなこを塗した「はんごろし」】



【高齢者への豆腐の配達】

<高付加価値型農業に取り組む事例>

○「乙姫米」の栽培推進による担い手の育成

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	徳島県海部郡美波町 木戸 かいふぐんみなみちよう きど			
協 定 面 積 3.4ha	田 (100%) 水稲	畑	草地	採草放牧地
交 付 金 額 63万円	個人配分			80%
	共同取組活動	役員手当	15%	
		鳥獣被害防止対策費	5%	
協 定 参 加 者	農業者 7人			開始：平成17年度

2. 取組に至る経緯

木戸集落は、紀伊水道に面する徳島県南部の農林漁業の町、海部郡美波町北部の山間部、赤松地区にある小さな集落であり、農地は既にほ場整備が済んでいるため、農作業の負担は軽減されている。しかし、農業者の高齢化や過疎化により、後継者の確保が難しい状況となっており、鳥獣被害が多くなったこともあり、耕作放棄地が発生しないよう、将来にわたって農業生産活動を継続できるかが課題となっていた。

そこで、当制度を活用し、農業生産活動の継続と集落の活性化のための担い手確保と鳥獣被害対策を図ることとした。

3. 取組の内容

以前から美波町日和佐地区では、化学肥料を減らし、農薬も通常の半分しか使用しない特別栽培米「乙姫米」の栽培に地域全体で取り組んでいる。農業者が乙姫米を出荷しているJA海部郡も、地域のブランド米として取り扱っており、「食の安全・安心」に関心が高い顧客が多い、とくしま消費生活協同組合に全量を出荷している。

とくしま消費生活協同組合での店頭価格は、普通栽培米と比べ2割程度高く設定しているが、売れ行きは好調であるため、町、JA、集落とも「乙姫米」の生産規模拡大を目指しており、現在、青年就農給付金を受給している新規就農者を、集落の核となる農業者として育成し、その農業者への農地集積に向け、集落内の環境作りに取り組んでいる。



【木戸集落】



【乙姫米】

<他集落との連携、高齢農家等への支援に取り組む事例>

○集落連携による山ツツジ管理とUターン者確保

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	徳島県美馬郡つるぎ町 みまぐんつるぎちょう 皆瀬・宅熊・竹屋敷 かいぜ・やけぐま・たけやしき			
協 定 面 積	田	畑 (100%)	草地	採草放牧地
9.2ha		野菜・果樹		
交 付 金 額	個人配分			50%
106万円	共同取活動 (50%)	山ツツジの管理作業費		15 %
		共同圃場の管理作業費		15 %
		農道・水路の管理作業費		10 %
		その他		10 %
協 定 参 加 者	農業者 27人			開始：平成12年度

2. 取組に至る経緯

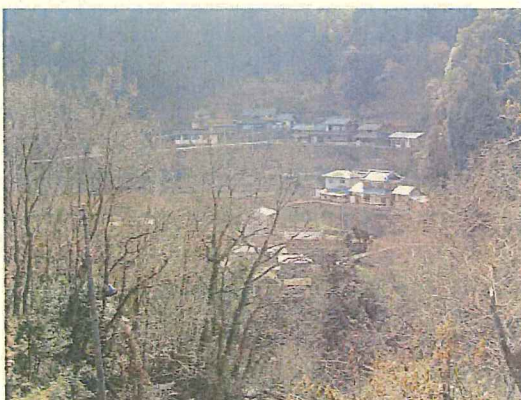
美馬郡つるぎ町貞光にある3つの集落（皆瀬、宅熊、竹屋敷）は、国道192号線から貞光川沿いに約4km上流に上った、急峻な地域に形成された集落である。また、地区内には山ツツジ園があり、毎年、県内から多くの観光客が来園している。

高齢化や労働力不足は山村集落に共通する大きな課題であり、第1期対策から隣接する3つの集落が集まり、1つの集落協定を締結し、山ツツジの管理作業や耕作放棄地の解消、Uターン者の確保に向けた活動を連携して実施している。

3. 取組の内容

以前は個人で行っていた山ツツジの管理作業を集落協定に位置づけ、草刈り・補植などの管理作業や案内看板の設置、開花時期に訪れる見物客へのお接待などの取組みを実施している。

また、集落内の遊休農地を利用し、共同作業によるカボチャや果樹の植付けを行い非農家との交流を行うとともに、Uターン予定者のゆず園を共同作業で整備し、Uターン者の確保に向けた活動を行っている。



【皆瀬集落全景】



【山ツツジ開花の様子】